

諮問実施機関	: 熊本県知事
諮問日	: 平成29年9月15日(諮問第186号)
答申日	: 平成30年3月23日(答申第143号)
事案名	: 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書等の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事(以下「実施機関」という。)が熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(以下「グループ補助金」という。)交付申請書等について、平成29年5月11日に行った部分開示決定(以下「本件部分開示決定」という。)において不開示とした部分のうち、別表2の「審査会が開示すべきと判断した部分」については、開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年4月7日、審査請求人は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

「A」所属の株式会社B(以下「当該法人」という。)の申請に係る「中小企業等グループ施設等復旧補助事業」の「補助金交付申請書」及び別紙「補助事業計画書」

- 2 平成29年5月11日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の行政文書を特定し、別表1の「実施機関が不開示とした部分」については、条例第7条第2号又は第3号に該当することを理由に不開示とする本件部分開示決定を行った。

当該法人に係る「平成28年度グループ補助金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)及び「グループ補助金補助事業計画書」(以下「事業計画書」という。)

- 3 平成29年6月9日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し、本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成29年9月15日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、開示決定を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書等によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 「平成28年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 補助事業実施の手引き 平成28年12月熊本県」（以下「手引き」という。）には、補助金交付申請の留意事項の一つとして、「補助金交付申請書は、企業ノウハウに係る部分を除いたものは開示情報として取り扱われます。」とわざわざ注意喚起をしている。

また、条例解釈運用基準（以下「基準」という。）には、第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の解釈について、「『害するおそれ』があるかどうかの判断に当たっては、法人等の種類、性格や権利利益の内容、性質に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある、『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。」としている。

その上で、「正当な利益を害するおそれ」があるとは認められず、開示できると考えられる行政文書の例示として、「補助金の支出に関する情報で、企業ノウハウに係る部分を除いたもの。補助金交付申請書」が挙げられている。

以上のとおり、県の制定している「手引き」や「基準」によっても、グループ補助金申請書は、企業ノウハウを除き、開示されることが原則となっているものである。

- (2) 実施機関の主張は、施策誘導の奨励型の一般的な補助金と熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を目的とする補助金とでは、情報開示の取扱いを異にすべきだという考えが前提にあるものと思われる。

しかし、熊本地震のような大規模災害により被災地域の事業者の施設・設備が損害をこうむった事実は、一般的に周知のことである。だからこそ、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、グループ補助金が特例的に措置されているのである。補助金額が開示されることによる事業者への影響に両者で相違はない。

税金を使った補助金という点では、奨励型であろうと復旧及び復興を目的とする補助金であろうと特例であることに違いはないのであるから、一般の納税者によって補助金額をチェックさせる補助金額の情報開示に関する取扱いを異にする理由はない。

- (3) 交付申請書の「補助事業に要する経費」及び「補助金交付申請額」並びに事業計画書の「②事業の全体概要の『補助事業に要する経費』及び『補助金算出額』」、「③復旧整備の内容の『補助事業に要する経費』、『補

助金算出額』及び『自己負担等』」並びに「⑤収支予算書の『金額』」は、それによって、被災施設・設備の復旧に要する費用が明らかになるという意味では、被災施設・設備の被害の程度、費用負担額を具体的に明らかにする情報である。

しかし、大規模災害による被災という事実は、その復旧費用が具体的に明らかになる以前に、取引先や資金調達先をして、被災法人の経営状況の悪化や債務超過等を懸念させる事実である。これに対して、補助金申請は、これによって、復旧の目途が立つことで、取引先や資金調達先のそれらの懸念を払拭する材料となるものである。

実施機関の述べる因果関係の説明は、①補助事業に要する経費等の開示→②被害額や自己負担額が公になる→③経営方針や経営状況等、内部管理の情報も間接的に公になる→④取引先や資金調達先等が経営状況の悪化等を懸念し、必要以上に警戒感をもつおそれがある→⑤資金調達の困難化や取引先からの信用低下のおそれがある→⑥復旧事業や今後の事業活動に支障、というものである。これは、「風が吹けば桶屋が儲かる」類の因果関係の説明であり、到底、客観的に蓋然性のある因果関係の説明とは言えない代物である。

補助金額は保護されるべき内部管理に属する情報でもなく、また、その開示によって、当該法人の事業活動が損なわれる客観的蓋然性があるものでもない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について、別表1の部分を不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号に該当する項目

ア 事業計画書の「①事業者の概要の『連絡先の携帯電話番号』」（以下「不開示部分1」という。）

個人の携帯電話番号であり、特定の個人を識別することができるものであることから、不開示とした。

(2) 条例第7条第3号に該当する項目

ア 交付申請書の「印影」（以下「不開示部分2」という。）

実印であると推測され、偽造等の悪用により、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断し、不開示とした。

イ 交付申請書の「補助事業に要する経費」及び「補助金交付申請額」並びに事業計画書の「②事業の全体概要の『補助事業に要する経費』及び

『補助金算出額』」、「③復旧整備の内容の『補助事業に要する経費』、  
『補助金算出額』及び『自己負担等』」並びに「⑤収支予算書の『金額』  
及び『調達先等』」（以下「不開示部分3」という。）

グループ補助金は、施策誘導の奨励型の一般的な補助金とは異なり、  
被害を受けた事業者が、震災前の状況に復旧し、熊本地震に係る被災地  
域の復旧及び復興を促進することを目的としている。

補助金交付申請額は、被害状況に応じて大きな幅があるが、中小企業  
者に対する補助額は、補助対象経費の4分の3以内となっており、事業  
者は補助対象外経費を含め4分の1以上を自己負担することになる。

多くの事業者が自己負担分を借入金で調達しているため、借入金の調  
達が困難な場合は、被害の復旧規模が制限されるおそれがある。

これらの項目を開示した場合、被害の状況や自己負担額が公になり、  
経営方針や経営状況、資金調達等、内部管理の情報も間接的に公になる。  
それにより、マーケットや取引先、資金調達先が、経営状況の悪化や債  
務超過等を懸念し、必要以上に警戒感を持つおそれがあることから、資  
金調達の困難化や取引先等からの信用の低下につながり、事業者の復旧  
事業や、今後の事業活動（販売・営業）に支障が及ぶことになる。

このように、間接的に内部管理に属する情報を公にすることにより、  
法人の事業活動が損なわれるおそれがあると認められるため、当該法人  
の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であ  
ると判断し、不開示とした。

ウ 事業計画書の「⑥経営状況表の『金額』及び『率』」並びに「⑦株主  
等一覧表の『株主又は出資者名』、『所在地』及び『出資比率』」（以  
下「不開示部分4」という。）

事業者の経営方針、経理に属する情報であり、公にすることにより今  
後の事業活動（資金調達や取引先からの信用等）が損なわれ、当該法人  
の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めら  
れるため、不開示とした。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明内容に基づき、本件部  
分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件行政文書について

本件開示請求の対象となっている行政文書は、当該法人が平成28年9月  
12日付けで実施機関に対して提出したグループ補助金の交付申請書及びそ  
の添付書類である事業計画書である。

なお、本件部分開示決定で不開示とされた別表1の部分のうち、不開示部  
分1及び不開示部分2については、審査請求人が反論書等において争わない

としているため、当審査会としてはその余の不開示部分について判断する。

## 2 条例第7条第3号の趣旨について

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報は、原則として開示するが、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。

なお、ここでいう「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等の運営上の地位を広く含むものであり、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

また、補助金は、税金等をその財源としていることから、法令又は予算の定めに従って公正かつ効率的に支出することが求められている。そのため、補助金支出の透明性の確保及び県民に対する説明責任の観点から、補助金の支出に関する情報については、企業ノウハウに係る部分を除き、開示すべきであると考えられる。

## 3 本件部分開示決定の妥当性について

### (1) 不開示部分3

#### ア 実施機関における不開示理由の説明

グループ補助金は、熊本地震により甚大な被害を受けた地域の事業者等に対して、復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的としている。

実施機関は、不開示部分3については、第4の1(2)イのとおり、グループ補助金と施策誘導の奨励型の一般的な補助金との交付目的の違い等を理由に、条例第7条第3号に該当し不開示とした旨説明している。

しかし、上記2のとおり、補助金の支出に関する情報は、企業ノウハウに係る部分を除き開示が原則であり、グループ補助金についても、審査請求人が第3の2(1)で主張しているとおり、手引きの留意事項に、「補助金交付申請書は、企業ノウハウに係る部分を除き開示情報として取り扱われます。」と記載されている。

そのため、当審査会から実施機関に対して、不開示部分3を不開示とした経緯について具体的な説明を求めたところ、次のとおりであった。

(ア) 補助金申請書については、開示が原則であるという認識から手引きにその旨記載しているが、グループ補助金制度説明会や相談会等において、売上げや被害の状況をグループの構成員にさえ知られることを懸念し、グループ加入や補助金申請自体を躊躇される事例があった。そのため、グループ補助金の性質や、開示した場合の事業者への影響、

事業者の復旧意欲を考慮し、不開示とした。

#### イ 条例第7条第3号該当性の判断

(ア) 交付申請書の「補助事業に要する経費」（以下「補助事業に要する経費」という。）及び「補助金交付申請額」並びに事業計画書の「②事業の全体概要の『補助事業に要する経費』及び『補助金算出額』」、「③復旧整備の内容の『補助事業に要する経費』、『補助金算出額』及び『自己負担等』」並びに「⑤収支予算書の『金額』」

実施機関は、「補助事業に要する経費」を公にすると、第4の1（2）イのようなおそれがあり、また、他の項目については、「補助事業に要する経費」と同一又は補助率等から「補助事業に要する経費」を類推できることから不開示とした旨説明している。

そのため、まず、「補助事業に要する経費」が、条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当するかどうかについて、以下検討する。

一般に、「補助事業に要する経費」を公にした場合、事業者の施設・設備の被害額等が明らかになることにより、取引先や資金調達先が経営状況の悪化や債務超過等を懸念する可能性は否定できない。

しかし、審査請求人が第3の2（3）で主張しているとおり、熊本地震のような大規模災害による被災という事実は、その復旧費用が具体的に明らかになる以前に、取引先や資金調達先をして、被災法人の経営状況の悪化や債務超過等を懸念させる事実である。

また、実施機関は、資金調達の困難化を不開示理由の一つとして挙げているが、金融機関が融資を行う際には、通常、当該法人の被害状況を含め、経営状況や資産等について詳細な審査を行い、グループ補助金の交付決定を条件に融資を実行することが多いと考えられる。

そのため、「補助事業に要する経費」を公にすることにより、取引先等の信用が低下し、資金調達が困難になるおそれがあるという因果関係は認められない。

さらに、グループ補助金の交付申請を行った時点では、交付決定が行われるかどうか不確定であるため、「補助事業に要する経費」を公にすると、事業者の今後の事業活動に何らかの影響を及ぼす可能性は否定できないものの、当審査会が実施機関に確認したところ、本件部分開示決定を行った時点では、既に当該法人に対してグループ補助金の交付決定が行われていたとのことであった。よって、当該法人については、グループ補助金の交付決定により被害の復旧及び事業継続の目途が立ったと考えるのが相当である。

以上のことから、「補助事業に要する経費」を公にしたとしても、取引先の信用低下等により事業活動が損なわれるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるこ

とはできない。なお、「補助事業に要する経費」を類推できる項目についても同様である。

(イ) 事業計画書の「⑤収支予算書の『金額（(自己資金)及び(借入金)）』及び『調達先等』」

復旧に要する経費のうち、自己負担分をどのようにして賄うか、また、どこから借入れを行うかは、法人が資金調達等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報である。

よって、これらの情報を公にすると、今後の資金調達や営業活動に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 以上により、不開示部分3のうち、事業計画書の「⑤収支予算書の『金額（(自己資金)及び(借入金)）』及び『調達先等』」を除いた部分については、開示すべきである。

(2) 不開示部分4

ア 実施機関における不開示理由の説明

当審査会から実施機関に対して、不開示部分4を不開示とした具体的な理由について説明を求めたところ次のとおりであった。

(ア) 不開示部分4については、法人が公表していない場合、経営方針、経理の法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報で、企業ノウハウに係る部分であると考えられ、公にすると、当該法人の今後の事業活動が損なわれるおそれがあることから、不開示とした。

イ 条例第7条第3号該当性の判断

(ア) 事業計画書の「⑥経営状況表の『金額』及び『率』」

経営状況表には、当該法人の過去3期の売上高、経常利益、総資本、自己資本、流動資産及び流動負債の額や売上高経常利益率、自己資本比率等が記載されている。これらの情報は、自ら一般に広く公表しているなど特段の事情が認められない限り、財務経理等の法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報として保護されるべきものである。

当該法人がこれらの情報を公表している事実は認められないことから、これらの情報を公にすると、財務状態や営業成績等が明らかになり、今後の事業活動が損なわれるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、不開示としたことは妥当である。

(イ) 事業計画書の「⑦株主等一覧表の『主な株主又は出資者名』、『所在地』及び『出資比率』」

株主等一覧表に記載されているこれらの情報は、資本関係や経営方

針等の法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報である。

よって、これらの情報を公にすると、今後の事業活動が損なわれるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、不開示としたことは妥当である。

#### 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛  
 会長職務代理者 井寺 美穂  
 委 員 立石 邦子  
 委 員 末松 恵美  
 委 員 中嶋 直木

(別表1) 実施機関が不開示とした部分

対象文書	不開示部分 (1~4)		不開示条項
交付申請書	不開示部分 2	・ 印影	7条3号
	不開示部分 3	・ 補助事業に要する経費 ・ 補助金交付申請額	7条3号
事業計画書	不開示部分 1	「①事業者の概要」 ・ 連絡先の携帯電話番号	7条2号
	不開示部分 3	「②事業の全体概要」 ・ 補助事業に要する経費 (設備費、合計) ・ 補助金算出額 (設備費、合計)	7条3号
	不開示部分 3	「③復旧整備の内容」 ・ 補助事業に要する経費 (工事別内訳、合計) ・ 補助金算出額 (工事別内訳、合計) ・ 自己負担等 (工事別内訳、合計)	7条3号
	不開示部分 3	「⑤収支予算書」 ・ 金額 (補助金、自己負担等、(自己資金)、(借入金)、合計(A)、設備費、合計(B)) ・ 調達先等 (借入金)	7条3号

対象文書	不開示部分（１～４）		不開示条項
事業計画書	不開示部分 4	「⑥経営状況表」 ・金額（売上高、経常利益、総資本、自己資本、流動資産、流動負債） ・率（総資本経常利益率、売上高経常利益率、自己資本比率、流動比率）	7条3号
	不開示部分 4	「⑦株主等一覧表」 ・株主又は出資者名 ・所在地 ・出資比率	7条3号

(別表2) 審査会が開示すべきと判断した部分

対象文書	開示すべき部分
交付申請書	・補助事業に要する経費 ・補助金交付申請額
事業計画書	「②事業の全体概要」 ・補助事業に要する経費（設備費、合計） ・補助金算出額（設備費、合計）
	「③復旧整備の内容」 ・補助事業に要する経費（工事別内訳、合計） ・補助金算出額（工事別内訳、合計） ・自己負担等（工事別内訳、合計）
	「⑤収支予算書」 ・金額（補助金、自己負担等、合計(A)、設備費、合計(B))

審査の経過

年月日	審査の経過
平成29年9月15日	・諮問（第186号）
平成30年1月10日	・審議
平成30年2月14日	・審査請求人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成30年3月14日	・審議